

八十二第一項の改正規定、同法第六十八条の八十三第一項の改正規定、同条第九項の改正規定、同法第六十八条の八十四第一項の改正規定、同法第六十八条の八十五第一項の改正規定、同条第九項の改正規定、同法第六十八条の八十五の二第二項の改正規定、同法第六十八条の八十八第三項の改正規定、同法第六十八条の九十第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十八条の九十二第一項の改正規定、同法第六十八条の九十三の四第一項第三号の改正規定、同法第六十八条の九十六第一項の改正規定、同法第六十八条の百二第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第十項の改正規定、同法第六十八条の百六第三項を削る改正規定、同法第六十九条の四第三項第四号の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定（同条第十四項を同条第十五項とする部分及び同条第十三項の次に一項を加える部分を除く。）、同法第七十一条の二の改正規定、同法第八十条の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分、同条第一号から第三号までの規定中「千分の三・五」を「千分の五」に改める部分、同条第四号に係る部分、同条第五号中「千分の一」を「千分の三」に改める部分、同条に一項を加える部分及び同条を同法第七十九条とする部分を除く。）、同法第八十条の二の改正規定（同条第一項第四号に係る部分及び同条を同法第

八十条とする部分を除く。）、同法第八十条の三の改正規定（「第八号」を「第十号」に改める部分及び同条を同法第八十条の二とする部分を除く。）、同法第八十一条の改正規定（同条第四項中「又は有限会社」を削る部分、同条第二項中「又は有限会社」を削る部分及び同条第一項中「又は有限会社」を削る部分に限る。）、同法第八十二条の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第八十三条の三第一項第一号の改正規定、同法第八十四条の五の改正規定（「別表第一第十九号（一）力」を「別表第一第二十四号（一）力」に改める部分を除く。）並びに同法第九十一条の四の改正規定並びに附則第七十七条、第七十八条、第八十八条第一項及び第二項、第九十条第一項から第六項まで及び第九項、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十五条、第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第一百条、第一百一条、第一百十二条第一項、第二項、第十項、第十四項、第十六項、第十八項及び第二十項、第一百五十五条、第一百六条、第一百十八條、第一百二十条第三項、第二百一十一条第一項及び第二項、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十四条、第二百三十五条第一項、第二百三十六條、第二百三十八條第一項、第二項、第十項、第十四項、第十六項、第十八項及び第二十項、第二百四十一条、第二百四

十二条並びに第四百四十四条の規定

七 第五条中登録免許税法第三十二条の次に二条を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第
号）の施行の日

八 次に掲げる規定 道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第一条第二

号に定める日

イ 第九条の規定

ロ 第十三条中租税特別措置法第九十条の十一第一項の改正規定

九 第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める部分及び「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める部分に限る。）、

同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第三十六条の二第一項の改正規定、同法第三十七条の四の改正規定（「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める部分に限る。）、同法

第二章第四節第八款中第三十七條の九の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十二條の三第九項の改正規定（「第六十五條の十五」を「第六十六條」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の三第一項の改正規定、同法第六十五條の四第一項の改正規定（「第六十五條の十五」を「第六十六條」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の五第一項の改正規定、同法第六十六條及び第六十六條の二の改正規定、同法第六十八條の六十八第九項の改正規定（「第六十八條の八十五の二」を「第六十八條の八十五の三」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十四第一項の改正規定、同法第六十八條の七十五第一項及び第六十八條の七十六第一項の改正規定並びに同法第三章第十九節第四款中第六十八條の八十五の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第八十九條第十一項、第一百十二條第二十一項及び第一百三十八條第二十一項の規定 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日

十 第十三条中租税特別措置法第十四條の改正規定、同法第三十三條の三第一項の改正規定、同法第三十四條の二第二項の改正規定（同項第十二号口を削る部分、同号八を同号口とし、同号二を同号八とする部分及び同項第十三号に係る部分を除く。）、同法第三十七條の五第一項の表の改正規定、同法第四十

七条の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定、同法第六十五条の四第一項の改正規定（「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める部分、同項第十二号口を削る部分、同号ハを同号口とし、同号二を同号ハとする部分及び同項第十三号に係る部分を除く。）及び同法第六十八条の三十四の改正規定並びに附則第八十三条第十項及び第十一項、第八十九条第一項、第二項、第四項、第六項及び第十項、第一百七十二条第二項及び第十三項、第一百二十二条第四項、第五項、第七項及び第九項、第一百三十三条第十二項及び第十三項並びに第一百三十八条第四項、第五項、第七項及び第九項の規定 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）の施行の日

十一 第十三条中租税特別措置法第五十七条の五第一項の改正規定（同項第二号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第十二項の改正規定、同法第六十八条の五十五第一項の改正規定（「第一号」の下に「又は第一号の二」を加える部分及び同項第一号の次に一号を加える部分に限る。）及び同条第十三項の改正規定並びに附則第九条第七項及び第一百三十五条第七項の規定 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の施行の日

十二 第十三条中租税特別措置法第八十二条の次に二条を加える改正規定（第八十二条の三に係る部分に限る。） 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）

の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第二十条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非永住者に関する経過措置）

第三条 新所得税法第二条第一項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新所得税法第七条第一項第一号から第三号までに定める所得について適用し、施行日前の第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第二十二号までにおいて「旧所得税法」という。）第七条第一項第一号から第三号までに定める所得については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第四条 新所得税法第二十四条の規定は、次項に定めるものを除き、同条第一項に規定する配当等で当該配当等の支払に係る基準日が附則第一条第六号に定める日（以下「会社法施行日」という。）以後であるものについて適用し、旧所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で当該配当等の支払に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2 会社法第四百五十四条第一項若しくは第五項の決議又は同法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による新所得税法第二十四条第一項に規定する配当等については、当該配当等の支払に係る基準日が会社法施行日前であるものであつても、同条の規定を適用する。

（配当等とみなす金額に関する経過措置）

第五条 新所得税法第二十五条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項に定めるものを除き、同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産で当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、旧所得税法第二十五条第一項第三号に規定する資本又は出資の減少により交付を受ける金銭その他の資産で当該資本又は出資の減少に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2 会社法第四百五十四条第一項若しくは第五項の決議又は同法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による新所得税法第二十五条第一項第三号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産については、当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日前であるものであつても、同条の規定を適用する。

3 旧所得税法第二十五条第一項第四号に規定する株式の消却により交付を受ける金銭その他の資産で当該株式の消却が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

4 新所得税法第二十五条（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる事由により交付を受ける金銭その他の資産で当該事由が施行日以後であるものについて適用し、旧所得税法第二十五条第一項第六号に規定する持分の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産で当該持分の払戻しが施行日前であるものについては、なお従前の例による。

5 新所得税法第二十五条（第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する組織変更により交付を受ける金銭その他の資産で当該組織変更が会社法施行日以後であるものについて適用する。

（家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置）

第六条 新所得税法第四十五条第二項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に供与をする同条第二項に規定する金銭の額及び金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額について適用する。

（外貨建取引の換算に関する経過措置）

第七条 新所得税法第五十七条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する外貨建取引（次項において「外貨建取引」という。）について適用する。

2 新所得税法第五十七条の三第二項の規定は、個人が施行日前に行った外貨建取引のうち施行日以後に同項に規定する先物外国為替契約等を締結して円換算額（同条第一項に規定する円換算額をいう。）を確定させたもの及び施行日以後に行う外貨建取引について適用する。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第八条 新所得税法第五十七条の四（第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成十八年十月一日以後に行う同条第一項に規定する株式交換による同項に規定する旧株の譲渡又は同条第二項に規定する株式移転による同項に規定する旧株の譲渡について適用する。

2 新所得税法第五十七条の四（第三項に係る部分に限る。）の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同

項各号に定める事由による当該各号に掲げる有価証券の譲渡について適用する。

（生命保険料控除に関する経過措置）

第九条 新所得税法第七十六条の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地震保険料控除に関する経過措置）

第十条 新所得税法第七十七条の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 居住者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（旧所得税法第七十七条第一項に規定する損害保険契約等であつて、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日）が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この条に

において同じ。)に係る損害保険料(同項に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。)を支払った場合には、新所得税法第七十七条第一項の規定により控除する金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用することができる。

この場合において、同項中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払った場合」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第十条第二項(地震保険料控除に関する経過措置)に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払った場合」と、同条第三項中「控除は」とあるのは「控除(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第 号)附則第十条第二項の規定による控除を含む。)」とする。

一 その年中に支払った地震保険料等(新所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料(以下この項において「地震保険料」という。))及び長期損害保険契約等に係る損害保険料(以下この項において「旧長期損害保険料」という。))をいう。以下この項において同じ。)に係る契約のすべてが同条第一項に規定する損害保険契約等(以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。))に該当する

ものである場合　その年中に支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額（その年において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額とし、その金額が五万円を超える場合には五万円とする。第三号において同じ。）

二　その年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- イ　その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額（その年において長期損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧長期損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この項において同じ。）が一万円以下である場合　当該合計額
- ロ　その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額が一万円を超え二万円以下である場合　一万円と当該合計額から一万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った旧長期損害保険料の金額の合計額が二万円を超える場合 一万五千円

三 その年中に支払った地震保険料等に係る契約のうちに第一号に規定する契約と前号に規定する契約とがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払った第一号に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額と、その年中に支払った前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額が五万円以下である場合 当該合計額

ロ イにより計算した金額が五万円を超える場合 五万円

3 前項各号に定める金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（扶養控除等に関する経過措置）

第十一条 新所得税法第八十四条第一項及び第八十九条第一項の規定は、平成十九年分以後の所得税について適用し、平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）

第十二条 居住者の平成十九年分の所得税に係る新所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額（次項において「予定納税基準額」という。）は、同条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

イ その者の平成十八年分の課税総所得金額につき、新所得税法第二編第三章及び第四章の規定を適用して計算した場合における所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかったものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条の規定の適用があつた場合に

は、同条の規定の適用がなかったものとして計算した額とする。）

ロ その者の第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下この条及び附則第十四条第一項において「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第四条の規定により読み替えられた旧所得税法第二編第三章の規定及び同編第四章の規定を適用し、かつ、旧所得税等負担軽減措置法第六条第一項の規定を適用しないものとした場合における平成十八年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第四百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかったものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかったものとして計算した額とする。以下この号において「調整後所得税額」という。）から当該調整後所得税額の百分の十に相当する金額（当該金額が十二万五千円を超える場合には、十二万五千円）を控除した金額

二 その者の平成十八年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（当該各種所得のうちに一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合には、これらの所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額を控除した額）

2 非居住者の平成十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、前項の規定に準じて計算する。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第十三条 新所得税法第二百二十条第五項（新所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）並びに第六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に新所得税法第二百二十条第五項の非永住者であつた期間を有する居住者が、平成十八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

（平成十九年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第十四条 平成十九年において新所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額（次項において「純損失の金額」という。）がある場合における新所得税法第四百十条第一項又は第四百十一条第一項

（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税等負担軽減措置法第四条の規定により読み替えられた旧所得税法第二編第三章第一節の規定及び旧所得税等負担軽減措置法第五条の規定により読み替えられた旧所得税法第百六十五条の規定を適用して計算した所得税の額から当該所得税の額の百分の十に相当する金額（当該金額が十二万五千円を超える場合には、十二万五千円）を控除した金額による。

2 前項に定めるもののほか、平成十九年において純損失の金額がある場合における新所得税法第百四十条第五項及び第百四十一条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第十五条 新所得税法第百五十七条第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

2 新所得税法第百五十七条第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について

適用し、法人が同日前に行つた行為又は計算については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十六条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成十九年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第八十三条第二項の規定は、同項の支払の確定した日が会社法施行日以後である同項に規定する賞与について適用し、旧所得税法第八十三条第二項の支払の確定した日が会社法施行日前である同項に規定する賞与については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十七条 新所得税法第二百三条の三の規定は、平成十九年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）

第十八条 新所得税法第二百二十四条の三の規定は、会社法施行日以後に行われる同条第二項に規定する株式等の譲渡について適用し、会社法施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号。以下この条において「会社法関係整備法」という。）第九十八条第二項又は第二百十四条第二項の規定の適用がある場合における新所得税法第二百二十四条の三第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号に規定する株式には、会社法関係整備法第九十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権を含むものとし、新所得税法第二百二十四条の三第二項第四号に規定する優先出資には、会社法関係整備法第二百十四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた優先出資を引き受けることができる権利を含むものとする。

（支払調書の提出に関する経過措置）

第十九条 新所得税法第二百二十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払うべき同号に規定する報酬について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法第二百二十五条第一項第六号

に規定する報酬については、なお従前の例による。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第二十条 新所得税法第二百二十六条第四項及び第五項の規定は、平成十九年一月一日以後に交付する同条

第一項の給与等の源泉徴収票について適用する。

（給与等の支払明細書に関する経過措置）

第二十一条 新所得税法第二百三十一条第二項及び第三項の規定は、平成十九年一月一日以後に交付する同

条第一項の給与等の支払明細書について適用する。

（申告書の公示に関する経過措置）

第二十二条 施行日前に税務署長が旧所得税法第二百三十三条の規定により行つた公示については、なお従

前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第

五十七条までにおいて「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人